

# 1. 令和元年度地域密着型サービス等実地指導結果及び指導監査制度について

## 1. 令和元年度実地指導事業者数

サービス種別	事業者数
地域密着型通所介護	0
小規模多機能型居宅介護	0
認知症対応型共同生活介護	1
居宅介護支援	3

## 2. 指摘事項

### (1) 認知症対応型共同生活介護

根拠条文等	指摘事項
基準規則第7条及び第116条, 介護予防基準規則第9条及び第76条, 解釈通知第3の五の4(1)	[内容及び手続の説明及び同意, 運営規程] 運営規程と重要事項説明書に齟齬があった。
基準規則第33条, 介護予防基準規則第31条, 解釈通知第3の一の4(2)	[秘密保持等] 従業者の秘密保持に関する措置が不十分であった。
基準規則第56条の16, 介護予防基準規則第37条, 解釈通知第3の五の4(9)	[地域との連携等] 運営推進会議の記録が公表されていなかった。

**基準規則**:「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」  
(平成25年3月28日隠岐広域連合規則第4号)

**介護予防基準規則**:「隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」(平成25年3月28日隠岐広域連合規則第5号)

**解釈通知**:「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

(2) 居宅介護支援

根拠条文等	指摘事項
施行規則第 133 条第 1 項	〔指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等〕 運営規程に変更があったにもかかわらず届出がされていなかった。
基準条例第 6 条及び第 25 条, 解釈通知第 3 の(1)及び(15)	〔内容及び手続の説明及び同意, 秘密保持〕 重要事項説明書及び個人情報の利用に関する同意書の日付が未記入であった。
基準条例第 21 条, 解釈通知第 3 の(12)	〔勤務体制の確保〕 勤務表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていなかった。また、運営規程に定める員数の人員が記載されていなかった。
基準条例第 24 条, 解釈通知第 3 の(14)	〔掲示〕 掲示されている内容と運営規程に齟齬があった。
算定基準告示別表注 6, 留意事項通知第 3 の 10	〔特定事業所集中減算〕 特定事業所集中減算の算定手続きに係る書類が保存されていなかった。
算定基準告示別表ニ, 留意事項通知第 3 の 12	〔入院時情報連携加算〕 入院時情報連携加算を算定する場合において、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等が居宅サービス計画等に記録されていなかった。
算定基準告示別表ホ, 留意事項通知第 3 の 13	〔退院・退所加算〕 退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)を算定する場合において、病院又は診療所におけるカンファレンスが退院時共同指導料 2 の注 3 の要件を満たしていないにもかかわらず当該加算を算定していた。

**施行規則**：「介護保険法施行規則」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）

**基準条例**：「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 30 年 2 月 13 日隠岐広域連合条例第 9 号）

**解釈通知**：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 11 年 7 月 29 日老企発第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

**算定基準告示**：「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 20 号）

**留意事項通知**：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

◆退院・退所加算に規定するカンファレンスの定義について

退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)の病院又は診療所におけるカンファレンスは、診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされています。

[参考：退院時共同指導料2の注3]

注1の場合において、**入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等**(准看護師を除く。)、**理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員**(介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)**又は相談支援専門員**(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)**のうちいずれか3者以上**と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。

したがって、入院中の保険医療機関の保険医等と介護支援専門員に加えて、在宅医療機関の保険医や訪問看護ステーションの看護師等が2者以上参加する**合計4者以上**のカンファレンスでなければなりません。

### 3. 指導監査制度について

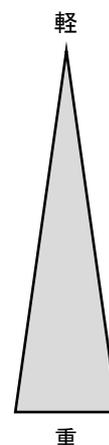
#### (1) 行政指導及び行政処分の程度

##### 行政指導

- 改善指示・・・基準違反に対する指示(法第24条・76条)
- 改善勧告・・・改善指示に従わないとき(法第76条の2)

##### 行政処分

- 改善命令・・・改善勧告に従わないとき(法第76条の2)
  - 指定効力の一部停止
  - 指定効力の全部停止
  - 指定取消
- 改善命令等の措置を行っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合(法第77条ほか)



※不正な手段により指定を受けたときや悪質な不正請求等の場合は、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことができます。

#### (2) 行政処分の具体的な例示

処分内容	効力の制限	具体例
指定効力の一部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、一部停止すること	これまで利用している者に対する介護保険サービス提供とその報酬請求のみに限定し、新規利用者の受け入れを一定期間不可とすること
指定効力の全部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、全部停止すること	従来及び新規利用者の介護サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間一切不可とすること
指定取消	全ての効力を取消すること	全ての利用者の受け入れを不可とすること